

2009.10.26

弁護士法人
岡山パブリック法律事務所

ニュース レター

vol.8

生活保護支援中国ネットワークが設立されました。



設立総会にて(水谷賢弁護士)

弁護士 小塚 義弘

生活保護支援中国ネットワークとは

生活保護支援中国ネットワーク(以下、「生保ネット中国」という。)は、本年7月5日に設立された弁護士・司法書士を主体とする団体です。この団体は、生活保護支援に関する相談を受け、その相談者の居住地の近くの弁護士・司法書士等で生保ネット中国に登録している法律家に紹介して繋げ、生活保護に関する相談を登録法律家に受けて頂くことを目的としています。





登録会員の自己紹介
(右から4番目 小堺義弘弁護士)

🍊 設立2カ月で相談は 100件を超えています。

昨今の不況のため、生活保護受給世帯が急増していることは、新聞等の報道でご存じのことと思います。生保ネット中国が設立されて2カ月が経過しましたが、相談件数は100件を超えています。この相談件数は当初の想定よりもはるかに多く、生活に困窮した人々の増加を実感させられます。



設立総会にて(新名雅樹社会福祉士)

🍊 申請に同行します。

生活保護は、実は、弁護士・司法書士等の法律家にとって、それほどなじみのある分野ではなかったようです。実際、生活保護の同行申請の経験のある弁護士・司法書士は少数なのではないかと思えます。

相談を受けて感じるのは、生活保護の受給要件を満たしていながら、生活保護の申請を躊躇し、苦しい生活を我慢している相談者がとても多いことです。法律家として、行政の違法な運用に対抗することが活動の中心となると考えていたのですが、実際は、相談者を勇気づけ、生活保護の申請を勧める形が多いようです(もちろん、このような場合でも登録法律家が生活保護の申請に同行することを基本としています)。このような相談者は、生活保護を受給でき、生活が少し楽になっただけでも、とても喜んでくれます。こういうところに、法律家としてのやりがいがあるということを勉強できました。

🍊 岡山パブリックが全面的に支援します。

岡山パブリックは、中国5県からの電話相談窓口を一手に引き受け、これを各地域の法律家に配点するという重要な役割を担っています。つまり、これまで100件を超える相談は、すべて岡山パブリックの事務局を介して、中国5県の登録法律家へと配点されているのです。

なお、配点後の業務については、岡山パブリックと同じ、都市型公設事務所である広島みらい法律事務所において管理がされています。

このような大がかりな仕組みを実現できるのも、都市型公設法律事務所の支援があるからです。



今後の活動

失業率や有効求人倍率等の経済指標が悪化する状況からすれば、今後も生活に困窮する人が増加することは明らかです。したがって、生活保護を受ける要件を満たしながら、生活保護の受給を躊躇する人が増え、これを救済する必要が生じることも明らかです。

このような現状を少しでも改善するため、生保ネット中国は、宣伝を強化して、潜在的な需要を掘り起こし、困っている人を登録法律家に繋げるべく積極的な活動を行いたいと考えています。

他方で、不正受給の問題も、法律家として考慮しなければなりません。

不正受給を防ぐ最善の方法は、各福祉事務所のケースワーカーを増加し、緻密な保護を実現することにあります。しかし、その入口段階である申請の段階において、法律家が適切な判断を下し、生活保護受給の可否を判断することも重要です。

したがって、登録法律家においても、生保ネット中国主催の勉強会等で、生活保護の実態に対する理解を深める努力を怠ってはならないと考えています。

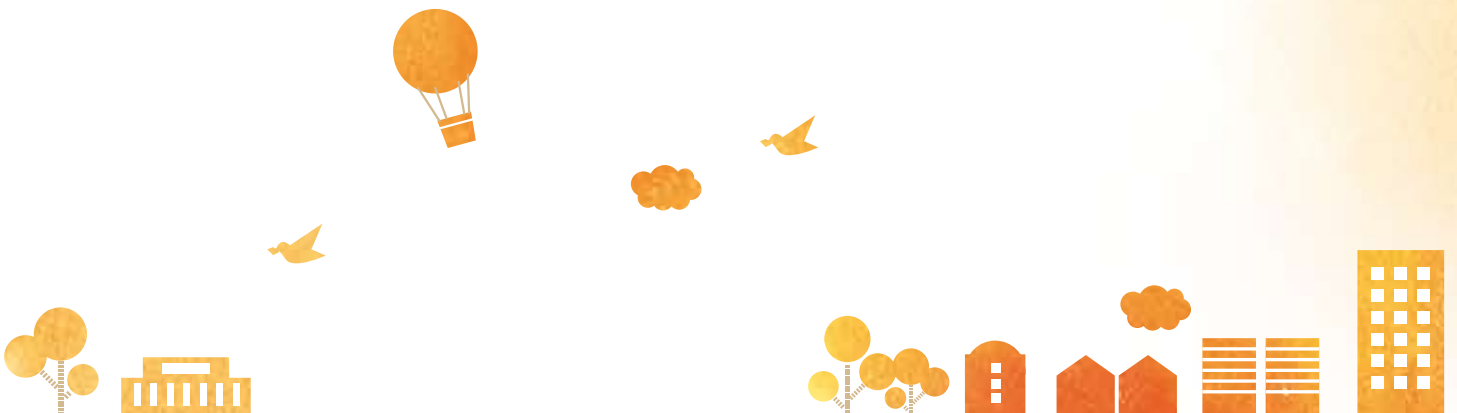


多くの弁護士・司法書士の登録を期待しています。

生保ネット中国は、今後も積極的に活動していきたいと考えています。

そのためには、数多くの支援、特に登録法律家の増加が必要不可欠です。

生存権はすべての人に保障されているという当然のことを、法律家として追い求める活動に、やりがいを感じることができるはずで



障害者自立支援法違憲訴訟に 取り組んでいます。

にわ かずひろ
弁護士 丹羽 一裕

訴えをおこしました。

2009年(平成21年)8月25日午前9時30分、真夏の強い日差しの中、原告:清水博さんをはじめ、車椅子の方々、その他障がいのあるの方々、支援者の方々、及び、弁護士、総勢30余名が、二列に並び岡山地方裁判所の門をくぐりました。

これが、障害者自立支援法の違憲性を問う、岡山県では初、全国都道府県では13番目の提訴でした。

この裁判で何を問うているのか？

支援法とは？

障害者自立支援法は、2004年(平成17年)10月31日、衆議院で可決・成立しました。

支援法のもっとも大きな特徴は、「応能負担」から「応益負担」への転換でした。

支援法以前の支援費時代においては、障害福祉施策の「利用」(ここでいう「利用」とは、「権利行使」そのものです)については、その人個々人の収入の大小等負担能力に応じて、その費用を負担するというものでした。

支援法の問題点

ところが、支援法は、この仕組みを大きく変えたのです。

支援法は、まず、障害福祉施策の権利行使を、「サービスの利用」であるとの前提理解に立ちました。そのため、「サービス利用料」という概念を生み出し、障害福祉施策を、「サービス利用」の量に応じて「サービス利用料」を負担させる仕組みに変えてしまったのです。

このような転換が実現してしまうとどうなるでしょうか。

障がいのある方は収入がそもそも少ないことが多いのに、多大な経済的負担が課せられ、まさに金がないから生きていけない、という状況が生まれるのです。

支援法により、「障害のある人が、障害のない人と変わることなく、個人の尊厳と自己決定に基づく生き方を保障されつつ、社会の中で普通に生活するという憲法13条、14条、25条にもとづく権利を著しく侵害」(以上、訴状より抜粋)されたのです。提訴後の記者会見での支援者の「皆さんの中に、空気を吸うためにお金を払っている人がいますか？」との言葉は、このことを如実に表しているでしょう。(そう、支援法は、人が生きるために必要不可欠なものについて、障がいのある人にだけ、「金を払え」と要求するものだったのです！)

このことは、支援法の審議のときからすでに明白となっていました。

そのため、多くの障害者団体等から、支援法に対する強い反対運動が行われたのですが、2004年(平成17年)10月31日、支援法は、強行採決により可決・成立してしまいました。

「障害」の本質とは？そして、障害者福祉の目的は？

障害者の権利宣言、国際障害者年行動計画、及び、障害者権利条約等が指し示す障害の定義は次のとおりです。

「機能障害のある人と、それに対する社会一般側の態度、社会環境による社会的な障壁、バリアとの相互作用により産まれるものであって、機能障害を持つ人が他の人と平等に、社会に完全かつ効果的に参加することが妨害されていることから生じているもの」(以上、訴状より抜粋)なのです。

「つまり、障害の本質は社会により構築されるバリアに他ならず、障害者福祉の目的は、障害者が平等に社会に参加することを妨げているバリアを除去すること」(以上、訴状より抜粋)なのです。

この裁判の意義

本訴訟の意義は、まさに上記バリアの除去にあります。

「応益負担」への転換後、多くの方々が「サービス利用」を控え、むしろ自己実現や社会参加が妨げられている現実があります。

成立以前から明らかであったように、まさに支援法こそが憲法、条約に違反するバリアであり、何としても除去しなければならないものなのです。

今後の展望と活動のあり方

この度、民主党が政権をとり、支援法の廃止を約束しました。

しかし、この成果は、ひとえに、原告を含む障がいのある多くの方々、及び、その支援者の方々の多大な努力によるものであることを忘れてはなりません。

9月6日、岡山県立図書館多目的ホールにおいて、本訴訟を支援する「勝利を目指す岡山の会」結成総会が開催され、多くの、障がいのあるの方々、及び、その支援者の方々が集まりました。

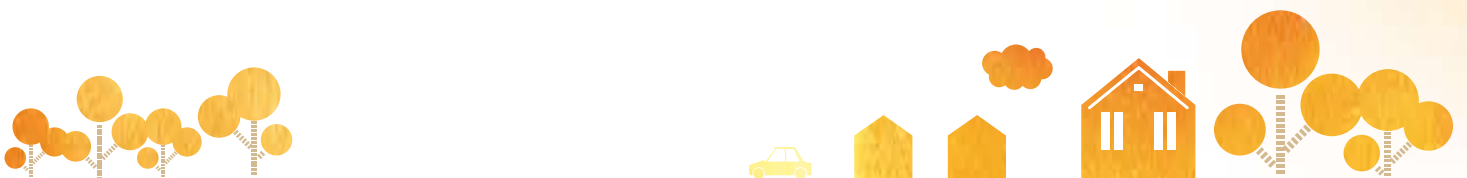
原告である清水博さんの力強い意見表明、支援者の方々の熱意に満ちた応援の決意表明等がなされ、熱気に満ちた総会となりました。

その中で、弁護団長光成卓明弁護士の「こういう訴訟は原告、弁護団だけでは勝てません。多くの支援者の方々の力が必要なのです。」との言葉がありました。この言葉と活気ある総会の状況を考え合わせれば、支援法廃止(の約束)が、障がいのある多くの方々、及び、その支援者の方々の多大な努力による成果であることを疑う余地はないでしょう。

今後は、単にバリアたる支援法を違憲のものとして除去(廃止)させるにとどまらず、上記障害者福祉の目的によりかなう障害者福祉施策実現のため、(全国の)原告の方々、支援者の方々を始め、多くの方々と協力しながら、運動していくことが必要なのでしょう。

本訴訟の弁護団長は光成卓明弁護士であり、また、事務局長は呉裕麻弁護士(事務局所在地は岡山合同法律事務所)ですが、岡山パブリック法律事務所からも、高木成和弁護士、小堺義弘弁護士、丹羽一裕弁護士が参加させていただき、今後の運動等の一端を担っていきたいと考えております。

※なお、弁護団の構成は、光成卓明(弁護団長、光成法律事務所)、呉裕麻(事務局長、岡山合同法律事務所)、土居幸徳(しろうした法律事務所)、上田序子(岡山合同法律事務所)、高木成和、小堺義弘、丹羽一裕(以上、岡山パブリック法律事務所)です。敬称略



「おかやま入居支援センター」 契約第1号事案

えのもと やすひろ
弁護士 榎本 康浩



榎本康浩弁護士講義風景
(岡山大学内支所長 岡山大学法科大学院教授)



講義中の榎本康浩弁護士

私が相談を受けてきた高齢者が、NPO法人「おかやま入居支援センター」(その概要についてはニュースレター第6号をご覧ください)との契約者第1号になり、高齢者用賃貸住宅への入居を申請しました。この高齢者用賃貸住宅は、保証業者による保証を受けられることが入居条件の1つであるところ、そのために必要な相保証人兼緊急連絡先となってくれる親族がないことから、「おかやま入居支援センター」を利用することになった次第です。

保証業者との協議過程では、「保証人兼緊急連絡先は身内の人でないと困る」という観念が、予想していた以上に強固であることを、実感させられました。具体的には、保証人兼緊急連絡先の親族がない場合、死亡後の所有物の処理の問題が最大の懸念材料ということなので、その点は財産管理契約によってクリアーすることを説明し、保証業者の社内検討を経て、申込から4週間後ようやく、保証審査をパスしました。その後、この保証業者による保証を受けられることを前提に、賃貸人との協議や、介護・行政関係者によるケース会議をおこ

ない、何とか賃貸借契約締結と入居にこぎつけることができました。なにしろ、これまでに例がない取組であるだけに、関係者の理解を得るために時間と労力がかかるのは仕方がないところなので、今後、かかる支援による入居の仕組みが定着するためには、広報と実績を積み重ねていくとともに、支援契約の細部もより理解を得やすいように改良していく等、さらなる工夫を重ねていく必要があります。

現在この高齢者本人は、ひとまず平穩にこの高齢者用賃貸住宅での生活を送っています。今後は、高齢者本人につき、死亡時以外の緊急事態に対応するための財産管理契約の具体的内容をどのように詰めていくかということと、「おかやま入居支援センター」を利用する根本的原因でもあった親族との調整をどのようにおこなうかが、課題になります。

また、今回のケースを通して、あらためて痛感したのが、入院の必要があるわけではなく、重度の要介護状態でもなく、公営住宅の入居要件を満たすような資産・収入状況でもないけれども、転居を必要とする高齢者が相当数存在するということです。被虐待者を含めて、「おかやま入居支援センター」による支援を必要とする高齢者が、水面下に多数埋もれているのではないかと思います。今後のPRによって、そらの潜在的利用者の掘り起こしができれば、と考えています。

岡山県内唯一の 自立援助ホーム「おおもと荘」



おおもと荘(キッチン)



おおもと荘(個室)



シェルター内部

特定非営利活動法人子どもシェルターモモ
かなじ やすし
事務局長 金地 靖

第6号(2009/1/30)のニュースレターでご紹介をさせていただきました「特定非営利活動法人子どもシェルターモモ」ですが、平成21年1月19日付で法人登記を完了しました。平成21年3月31日までの期間、平成20年度事業として「子どもシェルター」・「児童自立援助ホーム」運営事業開始に向けて準備をしてきました。そして、平成21年4月1日より、岡山市北区下中野において自立援助ホーム「おおもと荘」を開所することになりました。「岡山県内唯一の自立援助ホーム」です。

岡山市が政令指定都市として生まれ変わった時と同じ日にスタートすることになりました。児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)として、これまでの「補助金事業」から「措置費での事業」と児童福祉法が一部改正され、期待を膨らませておりましたが、開所当初の見込み違いで、とても厳しい運営となっております。

4月から6月までの利用は1名、7月に2人目の利用者を迎えました。しかし、ここに来て利用に関する相談が増えてきました。平成21年8月18日現在、利用者は4名となっております。運営面からは有難いことですが、一方では、利用が増えることは悲しいことでもあります。定員の6名が早い段階で一杯になりそうで、少し心配しております。

一方、「子どもシェルター」は、「子ども担当弁護士」をお引き受け下さる先生方の研修も修了し、いよいよ事業開始となります。この度、岡山県より「平成21年度ソーシャルビジネス創出支援事業」の委託を受け、専任スタッフとしての人材確保も可能となりました。

先駆的な取り組みをされて来られた、社会福祉法人カリヨン子どもセンター、特定非営利活動法人子どもセンターてんぼ、特定非営利活動法人子どもセンター「パオ」から多くのことを学ばせて頂き、



山ならではの取り組みに仕上げて行きたいと考えています。

事業開始年度から、助成金の申請をしていますが、事業の趣旨をご理解下さり、ご支援を受けることが出来るようになりました。これからは、少しずつ事業実績を積み重ねながら、取り組みについて色々な情報を発信して行きたいと考えています。

男子中心のおおもと荘の事業を開始したばかりですが、今秋から調査を開始して、女子中心の自立援助ホーム立ち上げの構想もあります。

「岡山県内唯一の自立援助ホーム」ではなくて、自立援助ホームを必要としている少年がいるのであれば、多くの受け皿があって、選択出来るようになれば良いと思います。



子どもシェルターモモの動き

- 平成21年4月 1日 …… 自立援助ホーム「おおもと荘」(男子対象, 6名定員)開所
- 平成21年4月14日 …… 第1回子ども担当弁護士育成講座開講 (～平成21年8月1日まで)
- 平成21年5月16日 …… 平成21年度憲法記念県民集会
(第2回子ども担当弁護士育成講座開講)
※『子どもシェルター ～行き場のない子どもたちのために～』を
テーマに開催。
- 同 日 …… 特定非営利活動法人 子どもシェルターモモ「通常総会」
- 同 日 …… 特定非営利活動法人 子どもシェルターモモ設立記念パーティー
- 平成21年8月～ …… 「第1回ボランティアスタッフ養成講座」受講生募集
※子どもシェルターでご協力いただくボランティアスタッフは
育成講座修了が条件。
- 平成21年 9月1日 …… 子どもシェルター開所(女子対象, 3名定員)
- 平成21年10月2日 …… 第1回ボランティアスタッフ養成講座開講(全8回を予定)

● 近況報告

自立援助ホームおおもと荘は、1名でスタート、5月・6月は1名のみ、7月に入って2名、8月に4名となり、9月1日現在5名の少年が生活しております。
子どもシェルターも1名の利用がありました。

中国の公益事務所を訪問



武漢大学 法学院の外観



湖北今天法律事務所のみなさんとともに
(左から2番目が水谷賢弁護士)



長江にて
(左から芝池弁護士(札幌)、筆者、通訳の学生の張さん、通訳の学生の周さん、加藤弁護士(札幌)、溝手弁護士(当事務所)とともに)

みずうち まきこ
弁護士 水内 麻起子

はじめに

今年の6月14日から16日まで、中華人民共和国の武漢に、中国における人権救済、公益活動に対する調査のため、当事務所の水谷賢所長、溝手はるか弁護士とともに参加させていただきました。当調査は東京弁護士会の大川秀史弁護士が主催し、当事務所からの参加者のほか、札幌の弁護士3名も参加されておりました。

武漢は、湖北省の省都であり、人口はおよそ858万人で、中国では4番目に人口が多いそうです。そして、中国中部地域における経済、金融、貿易、教育、情報通信の中心都市で、揚子江の中流にあります。三国志に出てくる赤壁の戦いの跡地には、日帰り旅行ができる場所にありま。

武漢では、武漢大学社会弱者権利保護センター(CPRDC, <http://www.cprdc.org/web/>)、武漢大学公益発展法律研究センター、武漢の裁判所、湖北今天法律事務所を訪ねました。

武漢大学社会弱者権利保護センター(CPRDC)

当センターは、1992年に武漢大学法学部によって設立され、その後、中国初の法律扶助団体として中国全土の多くの事件を扱い、2002年には、独立した法律援助機関として政府に登録されました。

2003年に中国で国家予算による法律援助制度が実施された後には、「公益訴訟」の代理が、中心的な業務となりましたが、現在でも年間3000件程度の事件を取り扱っているそうです。

中国では、弁護士資格がなくても訴訟の代理人となることができるため、同センターでは、2名の常勤弁護士のほか、武漢大学法学部の教授や大学院生がボランティアで弁護活動を行っています。学生の皆さんは、とても生き生きとされ、学生の1人の方が日本への留学経験があるとのことで、通訳をしてくださいました。センターの運営は、アメリカの



フォード財団からの年間5万ドル(約500万円)により賄われているとのことでした。

同センターでは、女性・子ども・障害者・労働者・環境事件等を取扱い、社会的な弱者救済活動を行っているほか、行政機関に対する訴訟にも熱心に取り組んできたとのことでした。2008年には、情報公開条例(日本における政令と思われる)に基づき、オートバイ購入者の代理人として湖北省政府に対して、購入者の納税義務の根拠や税務担当の部署の組織体制の開示を請求し、認容判決を得ました。この判決は、中国初の情報公開請求訴訟であり、画期的な判決だったとのことでした。

このように、行政機関に対して訴訟を提起しても学生に不利益はないのか。センターは存続していけるのか疑問に思うところではありましたが、教授のお話によりますと、政府により認められた団体であり、改革にも協力しており、弱者救済に取り組んでいることで政府からも評価されているので大丈夫ということでした。

私たちがセンターを訪れた際にも相談の方が相談されており、賑わっておりました。現在でも当該センターの役割は大きく、特に、法律扶助制度がなかった中国において、当該センターが果たした役割は特に大きく、市民のためになくはならなかった機関であったのだと感じました。

武漢大学公益発展法律研究センター

同センターは、武漢大学内にある組織で、大学の教員が中心となっており、調査、研究が主な学術機関です。

武漢大学の法科大学院は、中国でも有数の大学院で、外国法の研究で知られています。大学院のなかに立派な図書館がありました。

武漢大学は、旧日本軍の敷地跡に建設され、現在でも学生寮は旧日本軍の病院跡を使用しているそうです。旧日本軍によって植えられた桜の木が構内にたくさんあり、春になると桜の名所として、多くの観光客が武漢大学を訪れているそうです。

同センターは、またパラリーガル養成を含めた啓蒙活動も行っており、農村地帯に人員を派遣しています。

武漢の裁判所

今回の訪問では、武漢市の地区裁判所を訪問し、行政事件を傍聴し、その後、傍聴した事件の裁判官やほかの裁判官も交えた懇談会に参加しました。

行政事件は3人の裁判官により審理されていましたが、(偶然なのか)女性裁判官3人でした。裁判官の服装は日本とは異なり、裁判官は青いシャツに青いスラックスで、ネクタイを締めておりました。

中国の裁判で日本とどこが異なるかという点、特筆すべきことは、裁判官の背後に、共産党から派遣されてきた(と思われる)委員がおり、証拠上等の争いがある事件においては、裁判官は委員にお伺いをたてねばならず、裁判官と委員の意見が異なった場合には、委員の意見を尊重しなければならないことです。中国では日本とは異なり、裁判官の独立性が低いようでした。

国の違いもあり、善し悪しについて論じるべきではないと思いますが、裁判制度のあり方について考えさせられました。



また、最近では試験に合格した職業裁判官が多くなってきましたが、それまでは法律の知識がない共産党出身者が裁判を行っていたそうで、関係者によると、最近では裁判がよくなったとのことでした。

湖北今天法律事務所

武漢最大の法律事務所である企業法務の事務所であり、所属弁護士数は、113名程度だそうです。日本企業の代理もしているそうで、日本企業が武漢にも進出しているのだと思いました。日本語を勉強中の弁護士の方に日本語の通訳をしていただきました。事務所では大変歓迎していただきました。

中国の熱気

今回の訪問では、武漢大学社会弱者権利保護センターの教授や学生の皆さんがとても真摯に事件に取り組まれている様子を拝見し、大変刺激になりました。今後の業務においても今回の経験を生かして、真剣に取り組まなくてはならないと思いました。

また、今回が初めての中国訪問だったのですが、今回の訪問では、現代中国の生活の一部を垣間見たような気がしました。

武漢の街は活気にあふれていました。大通りにあふれる人と車。車が早く先に進もうと車と車の間に車線変更をして割り込もうとする様子、公共のバス(市民の足となっている)やタクシーさえも割り込んでいる様子。車でごった返している大通りを信号がないにもかかわらず、横断しようとしている人、人。建築ラッシュの街並み。夜でもネオンで昼のように明るい街。武漢は躍動感にあふれていました。

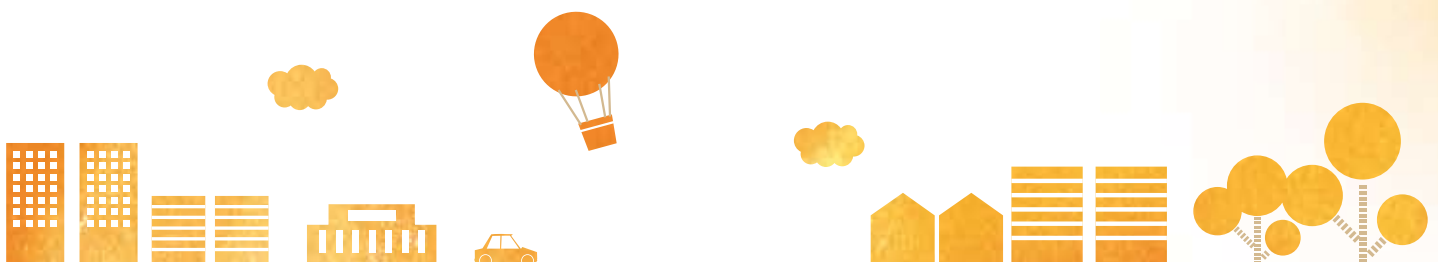
このような中国の様子を見、最近の日本を振り返ると、異論はあると思いますが、社会が守りに入っているのではないかと感じずにはいられませんでした。日本社会もまた、活気を取り戻さなくてはならないのではないかと、と思いました。

その一方で、中国での問題も多く目にとまりました。

中国では一人っ子政策により、親は1人の子どものために高い学費も支払って(国立の武漢大学も高い学費がかかるそうです)、大学に子どもをこぞって入学させようとしているそうです。学費が高いので実際には裕福な家庭の子でないと入学は難しく、ここでも貧富の差が問題となっています。

そして、なんとか入学できたとしても、現在は大変な就職難で卒業しても就職先があるかわからない現状だそうです。名門校である武漢大学の構内の掲示板にも、法学部を卒業したけれども法律関係の職に就けず、養鶏場で働くことになった卒業生についての記事が掲載されていました。

短い滞在でしたが、様々なものを見て、考えさせられることも多く、実り多い訪問でした。貴重な機会をありがとうございました。



はじめまして



とよあし ひろむ
弁護士 豊芦 弘

平成21年9月から岡山パブリック法律事務所に所属し、執務を開始しました豊芦弘です。

当事務所は最後の駆け込み寺としての重要な役割を期待されているので、そのメンバーにふさわしい役割を担っていきたいと思っています。

体型はすっかり中年となってしまいましたが、まだまだ新人ですので、日々が勉強の毎日です。人々と一緒に悩み、考えることで、多くの経験を積み、能力を高めていきたいと思っています。

興味のある分野は高齢者・子どもの法律問題と、行政に関わる事件です。これらは、公益的活動として、近年益々注目が集まり、弁護士としての役割が多く求められている分野です。私自身の経験に照らして、この分野で大いに活動していきたいと思っています。

惰性に流れることなく高い志をもって毎日の仕事に向かっていきたいと思っています。



びよん こんゆる
弁護士 邊 公律

初めまして。9月に司法修習を終了して弁護士登録をした、現行62期の邊 公律(びよんこんゆる)と申します。

私は、大阪で生まれ育った在日コリアン3世ですが、このたび岡山パブリック法律事務所では弁護士として働かせていただくこととなりました。岡山パブリックの「市民のための駆け込み寺」、「司法アクセス障害の解消」という理念に賛同し、また、NPO団体との連携や国際交流など

の事業にみられるとおり、進取の精神にあふれた事業をととても魅力的に感じました。今後は、岡パブ5年間の歩みをさらに進めていく一員になりたいと考えています。

弁護士となる前には、自分の日本で暮らす外国人という立場について考えさせられる機会があり、また、受験時代には派遣社員を経験しました。これから、外国人の入管事件などの行政事件や労働事件に力を入れていきたいと考えております。

岡山で働き生活するのはこれが初めてですが、岡山で働くということから、様々な人とのつながりが生まれてくるのが楽しみです。また、岡山に来たことで、大阪では見えなかったことが見えてくるのではないかと期待しています。

弁護士大增員の時代を本格的に迎え、過疎地派遣の状況も従来とは大きく変化しつつありますが、実質的な司法アクセスの解消に少しでも寄与したいと思っています。ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

岡山パブリック法律事務所 5周年記念シンポジウムを 開催しました

本年8月23日に、当事務所は設立から5年を経過しました。

「市民の駆け込み寺を目指して」をスローガンに、4人の弁護士が当事務所を立ち上げてから、めまぐるしく過ぎたこの5年。

その5年の成果と、今後の課題について検証するためのシンポジウムが、去る9月5日土曜日、当事務所の支援母体である岡山弁護士会にて挙行されました。

当日は、岡山弁護士会会員の先生方をはじめ約50名が参加し、活発な意見交換がなされました。シンポジウム後は、当事務所の主催にて、この5年間お世話になった方々を中心に懇親会を催し、関係者約100名が参集して、さらに親交を深めました。

また、これらに先立ち、8月22日、23日には、5周年を感謝し、会員の先生方の協力を得て岡山弁護士会主催による「駆け込み寺無料電話相談」を行い、2日間で59件にのぼる電話相談をお受けすることができました。

寄せられたご意見・与えられた課題に真摯に取り組み、市民の皆様のニーズに寄り添いながら、より一層質の高い法サービスの提供ができるよう、事務所一丸となって頑張っております。



5周年シンポジウム



シンポジウム後の懇親会。
オープニングは素晴らしい歌声とともに開幕…



およそ100名の参加があった懇親会。
全国から支援者、関係者がかけつけてくれました。



懇親会のサプライズ!!
かなり盛り上がりました。



懇親会の会場はサンビーチ岡山



生活保護受給申請から生活再建に向けて

～生活保護申請支援にむけたシェルターの利用について②～

生活保護の申請

事務局(社会福祉士) しんみょう まさき 新名 雅樹

さて、パブリックのシェルターは基本的に「生活保護の申請が必要な状態」の方が利用されています。路上生活となっていた方や刑務所等を出所された方の場合、住居だけでなく、預金や現金すら殆ど無い状態です。そのため、社会生活への復帰にあたっては生活保護制度が欠かせないものとなります。

生活保護制度には、生活保護の基準に適合しているか、必要ならばどの程度の扶助を行えばよいかなど、法の基準と解釈が存在しています。しかし、申請を行う人びとの生活や困窮状況は一樣ではありません。そのため、解釈の仕方が市町村担当者によって誤解されている場合、本来保護を受けられるはずの申請が断られる事があります。そのため、申請時に「なぜ私(私の世帯)は生活保護を必要としているか？」がきちんと市町村に伝わる必要があります。

パブリックシェルターを利用される方の中にも、一度は自分で福祉事務所に足を運び、生活保護申請を自分で行った事がある方がいます。しかし、残念なことに困窮状況などが福祉事務所側に十分伝わっておらず、申請段階で不受理となっていたようです。

そこで、パブリックでは担当弁護士と入居者の方との面接や、事前の情報などから「生活保護開始申請書」という書面を作成しています。これは、「いかに困窮状態となり、現状どの程度の生活状態にあるか」と「生活保護を受ける必要性」について、申請者自身の申述と弁護士による客観的論述により構成しています。これを作成することで、申請者の置かれている状況や生活歴、生活保護法の適合性が客観的に明らかとなります。実際、この書面を持参した申請の場合、福祉事務所担当者も困窮状況の判断が行いやすく、申請手続の聞き取り時間も短縮傾向にあります。現段階では、同行申請とこの書面持参により、申請が不受理となったケースはありません。しかし、本人の自己申告を基に申請を行うため、虚偽の申請とならないよう、きちんとした聞き取りやある程度の確認がパブリック側にも求められています。

申請自体は福祉事務所の職員との面談を中心として、専用の申請書などをその場で複数枚記入していきます。この時点で、申請者はパブリックシェルターに入居している状態であるため、申請時の住所はシェルターの住所となっています。よく勘違いとして挙げられることですが、申請は「住民票の住所」で申請する必要はなく、「住まいとして機能し、訪問面接が可能」な場所であれば、賃貸だけでなく、間借り状態でも住所として申請できます。要はシェルターに間借りしている状態で申請を行っていることとなります。

また、申請時に所持金がほとんど無い場合は、生活保護受給決定後に返還(実際は保護費から差し引く)する事を前提に、「つなぎ資金」の借受けを福祉事務所から行います。正味1日あたり1000円程度の食費として1万円を借受けしています。

申請が無事に受理されると入居者の方の多くが安堵した顔をされるのが印象的です。

パブリックのシェルター利用中の生活

シェルター利用中の生活については、基本的に入居者の自己責任の下、自由に過ごしてもらっています。シェルターは一見施設のように思われがちですが、あくまでも住居であり、生活場所として一時的に提供しています。ですから、先述のつなぎ資金の使い方や時間の使い方などは入居者によって様々に違ってきます。

ところが、生活保護を受給するまでに、入居者と共にやる事は予想以上に多いのが現状です。シェルターは一時生活場所ですから、まず新居探しが必要です。また、住民票の異動や連絡先確保のための携帯電話の取得、新居での生活物品購入のための見積もりなど、様々な事柄への対応が必要になります。

意外なことと思われるかも知れませんが、シェルター利用者にはこうした社会保障手続や生活手段の確保などを今まで十分に行えていなかった方が多くいます。そのため、利用者単身ではどのように手続を行えばよいか悩まれることがあり、パブリックでのサポートで対応している事が増えています。

生活保護申請から見える悩み

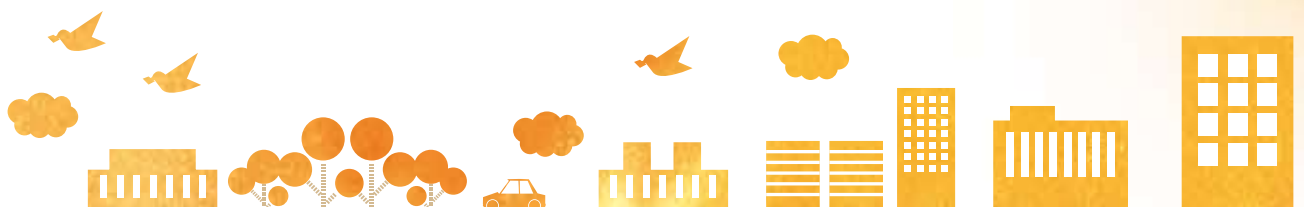
生活保護申請時については、弁護士の支援により申請理由の客観性や正当性が明確なため、福祉事務所の窓口で揉めることはまずありません。しかし、やはり前述のように「生活保護受給後の生活」に向けた手続や、受給後にどのような生活を送っていくのかという点で、サポートなどがどこまで可能なのか、悩ましい状況が続いています。

新居探しについては、今のところ、このシェルター探しに協力してくれた仲介業者の方と共に探し、見学や面接などをしてもらいながら早期に決定してもらっています。また、不要になった家電製品や家具等を分けてもらえる場合もあり、生活必需品の確保も行いやすくなってきています。

ところが、住所不定の方や、住民票が県外の方などの住民票異動時、利用者の身分証明となる物が「生活保護受給決定通知書」しかないケースが多く、住基カードの作成から始めなければ社会生活どころか、新居の契約すら出来ない状況にあります。特に携帯電話を持ってもらわなければ、保証人となる保証会社であっても「連絡先不明」として契約が成立しません。しかし、この携帯電話を借りる場合でも、携帯電話会社によっては住基カードでは貸してくれない会社があり、スムーズに手続を行う難しさとなっています。

また、こうした新居生活に向けた手続が進んでも、毎日の生活の中で「何をしておこなうのか？」といった大きな課題が存在します。就労が行いにくい昨今、正直毎日何をしておこなうのか困っている方がいます。そこはパブリックの支援範囲を超えている、とも考えられますが、ただ生活保護が受給出来れば良いのか？といった考えもあると思います。

実際、路上生活者が生活保護受給になって生活費は確保出来たとしても、暇を持て余し、また人間関係の希薄さから、飲酒やギャンブルに溺れ、保護費を無駄に使ってしまい、結果再ホームレス化してしまう事があります。「人はパンのみにて生きるにあらず」という言葉がありますが、生活保護受給が可能になるだけでは、決して十分な支援になっていないといえるのです。その辺りは地域社会や支援してくれる人、組織などとしてしっかりネットワークをつなぐ、もしくは新たなネットワーク・組織の創造が求められるのではと考えています。



消防職員の団結権・立法不作為 国家賠償請求訴訟に取り組んでいます。

弁護士 まっか ともし 作花 知志

消防職員の団結権回復のために

消防職員の方々の団結権を獲得するために、国会の立法不作為を違法として、団結権を行使できないことにより精神的苦痛を被ったことによる慰謝料を求める訴訟ができないか、と考えています。

実は、憲法訴訟には、国会の立法不作為、つまり立法行為をしないことが、違法であり、そのことで人権侵害を受けた人は、国に慰謝料の支払いを求める、という訴訟形態があります。それを立法不作為訴訟と言います。

この立法不作為訴訟は、障がいがある方のために、郵送で選挙の投票ができる制度が廃止されたことから、事実上選挙の投票に行くことができなくなった方が、以前のような郵送の投票ができるような法律を作らない国会の立法不作為が憲法に反して違法であり、慰謝料を求める、という訴訟が提起されたのが最初でした。この訴訟は、地方裁判所、高等裁判所は原告の主張を認めたのですが、最高裁は、昭和60年11月21日判決で、「国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき例外的な場合を除き国家賠償法1条1項の規定の適用上、法の評価を受けない。」として、訴えを退けました。立法行為についての、国会の広い裁量を認めたわけです。

しかしながら、その後最高裁判所平成17年9月14日判決は、「在外国民に国政選挙における選挙権使の機会を確保するためには、在外選挙制度を設けるなどの立法措置を執ることが必不可欠であったにもかかわらず、そのために法律案が昭和59年に廃案となった後、平成8年10月20日の衆議院議員総選挙の実施に至るまで10年以上の長きにわたって国会が何らの立法措置を執らなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける。」としたのです。

平成17年最高裁判決の可能性

この平成17年最高裁判所の判決は、国会の立法不作為が違法となる場合を2つ上げています。

「①立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、②国民に憲法上保障されている権利行使機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けるものというべきである。」

この訴訟で請求された慰謝料の請求額は1人5万円、判決で認められた額は5千円です。でも大きく社会を動かした判決となりました。

消防職員の方々の団結権の立法不作為を問う場合、上記最高裁判所判決の①に該当する、と主張することになります。

ただ、消防職員の方々による立法不作為国家賠償請求訴訟を提起した場合、国家賠償法の要件の内、特に問題となるのは、国会の立法不作為に過失が認められるか、です。しかし、国会の審議録をしてみると、消防職員委員会が設立された後でも、同委員会は、団体交渉権の代替措置であって、団結権の代替措置ではない、ILO条約違反ではないかという質問が何度も繰り返して出てきます。

国会議員は、その質問を通じて、政府の責任を問っているわけですが、それならば地方公務員法52条5項を国会が変えればいわけでして、国会に怠慢がある、と主張できるのではないのでしょうか。

この消防職員団結権立法不作為訴訟は、提起されるならば、全国の複数の地方裁判所で提訴され、おそらくいろいろな判決が出され、それが最終的には最高裁判所に上がってきて、最後は最高裁判所の判決が出されることになります。そのプロセスを通じて、地方公務員法52条5項が改正されることが、最大の目標となるわけです。

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 (岡山市勤労者福祉センター2F)

TEL: (086) 231-1141 FAX: (086) 803-3677

HP▶▶<http://www.okayama-public-lo.jp/> E-mail▶▶info@okayama-public-lo.jp

●津山支所 …… 〒708-0062 津山市京町73-2丹沢ビル2階 TEL: 0868-31-0035 FAX: 0868-31-0036

●岡山大学内支所 …… 〒700-8530 岡山市北区津島中3丁目1-1(岡山大学文化科学系 総合研究棟1階) TEL: 086-898-1123 FAX: 086-898-1124